

奈良県告示第二百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 吉野川公園線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
2 5 9	五條市原町三六七番 三先から 五條市原町二一七番 一先まで	前	八・六 ＼ 一一・〇	一五〇・〇	
2 5 9	五條市原町六二六番 二先から 五條市原町三六〇番 一先まで	後	九・六 ＼ 二九・〇	一二四・〇	工事に伴う 迂回路

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成二十年八月二十六日